

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る説明方法等について

### 1. 近隣関係住民への説明方法について

#### (1) 戸別訪問による説明

面会での説明が原則ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、近隣関係住民への説明は極力次のとおりとさせていただきます。

- ① 直接面会はずに、インターホン越しで、建築計画について説明をし、説明資料を投函してください。また、質問等があれば担当者への電話連絡をお願いしてください。
- ② 共同住宅については、管理人又は建物管理者に、説明資料の投函について承諾をいただってください。
- ③ 訪問回数は不在の場合3回以上の訪問をお願いしていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間は2回でも可とします。  
ただし、1回目の訪問が不在だった場合、2回目は1週間程度あけてから行ってください。  
(第1種低層住居専用地域で延べ面積150㎡以下の場合は、4～5日程度)
- ④ 説明資料に、「新型コロナウイルス感染防止のため直接面会での説明を控えていることの説明」と「要望・質問等があった場合の連絡先」を必ず記載してください。  
また、計画内容、工期や作業時間などについても分かりやすく記載してください。

#### (2) 説明会による説明

説明会を開催する場合は、区へ電話でご相談ください。

### 2. 実施期間について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間とします。